

熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、間伐等森林整備促進対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し、合板・製材・集成材国際競争力・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力・輸出促進対策交付金等交付要綱第31に定める基金活用事業の実施に当たっての条件等について（平成28年1月20日付け27林整計第240号林野庁長官通知）、国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）並びに関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、森林資源の質的充実と公益的機能の維持増進のため間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を強化することを目的とする。

(事業の内容等)

第3条 事業内容、交付対象経費、交付率、事業実施主体、採択基準等は別表1のとおりとする。

2 林業専用道（規格相当）の本体工事に係る実行経費の算定は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準及び熊本県森林土木工事積算基準書に準じるものとする。

3 林業専用道（規格相当）の調査設計及び施工管理は、熊本県森林土木設計等業務共通仕様書及び熊本県森林土木工事共通仕様書等に準じるものとする。

4 林業専用道（規格相当）及び森林作業道整備（伐倒・搬出の関連条件整備活動等として行う場合を含む）の工事雑費及び事務雑費は、別添1のとおりとする。

5 この事業における人件費の算定方法は、別添2「補助事業等の実施に要する人件費

の算定等の適正化について」によるものとする。

(事業実概要書の提出)

第4条 事業実施主体は、事業計画概要書(別記第1号様式)を作成し、別表2に掲げる資料を添付のうえ、前年度の9月末日までに所管する広域本部地域振興局長(熊本市にあっては農林水産部長。以下「局長等」という。)を経由して知事に提出するものとする。

(事業実施計画の承認申請)

第5条 事業実施主体は、要項第3条に基づき事業実施計画承認申請書に事業実施計画書(別記第2号様式)を添えて、局長等を経由して知事に提出するものとする。

2 要項第5条に基づく事業実施計画の変更については、1の規定を準用し、変更理由書(任意様式)を添付のうえ、提出するものとする。

(交付金の交付申請)

第6条 事業実施主体は、規則第3条及び要項第6条に基づく補助金の交付申請をするときは、局長等を経由して知事に提出するものとする。

2 補助金の交付申請書の添付書類は、別表2のとおりとする。

3 要項第8条の変更申請書に添付する書類は、第1項及び第2項を準用し、変更理由書(任意様式)を添付のうえ、提出するものとする。

(事業の着手等)

第7条 事業実施主体は、原則として補助金の交付決定後に事業に着手するものとし、着手したときは要項第11条に基づく工事着手報告書を、局長等に提出するものとする。

2 事業実施主体は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、要項第9条に基づき補助金交付決定前着手承認申請書(別記第7号様式)を、局長等を経由して知事に提出し承認を受けなければならない。

3 林業専用道(規格相当)整備を行う事業実施主体は、事業に着手した後、月ごとの進捗状況報告(別記第8号様式)を翌月5日までに局長等に提出するものとする。

4 林業専用道(規格相当)整備を行う事業実施主体は、本体工事に着手する前に、着工協議書(別記第9号様式)に設計図書の写しと林業専用道チェックリスト(別記第9号様式の1)を添えて局長等に協議するものとする。

5 局長等は、第4項の協議があったときは、規格構造及び設計積算の内容を審査し、適正と認められるときは着工承認通知書(別記第10号様式)により通知するものとする。

(完了届)

第8条 事業実施主体は、事業が完了したときは、林業専用道（規格相当）整備を除く事業種目にあっては、速やかに事業完了届（別記第25号様式）に次の各号の書類を添えて、局長等に提出するものとする。

- (1) 事業完了総括表（別記第11号様式）
- (2) 事業精算書（別記第4号様式）
- (3) 伐倒・搬出、除伐、保育間伐を行う林分の明細（別記第5号様式）
- (4) 着手前、完了後の写真

2 事業実施主体は、林業専用道（規格相当）整備を含む事業が完了したときは、要項第11条に基づく工事完成報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、局長等に提出するものとする。

- (1) 事業完了総括表（別記第11号様式）
- (2) 事業精算書（別記第4号様式）
- (3) 伐倒・搬出、除伐、保育間伐を行う林分の明細（別記第5号様式）
- (4) 林業専用道（規格相当）整備に係る最終実施設計書の写し
- (5) 林業専用道（規格相当）整備に係る契約書の写し
- (6) 着手前、完了後の写真

（県のしゅん工検査）

第9条 局長等は、第8条第1項の事業完了届出及び第8条第2項の事業完成報告書の提出があった場合には、林業専用道（規格相当）整備を除く事業種目にあっては熊本県造林事業等しゅん工検査要領に基づき行うものとする。

ただし、伐倒・搬出に係る現地検査にあっては、同検査要領第5の3の(1)に定める申請単位数に応じた検査団地の抽出を要さず、市町村ごとに10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出のうえ、行うものとする。

2 局長等は、林業専用道（規格相当）整備にあっては熊本県補助工事等確認検査規定及び熊本県農林水産部所管補助工事等検査規程取扱要領に基づきしゅん工検査を行うものとする。

3 局長等は、事業実施主体から事業の途中において中間検査依頼書（別記第12号様式）の提出があり必要と認める場合に、次の各号により中間検査を行うものとする。

- (1) 中間検査は、事業箇所ごとの施行内容の適否と事業全体の進捗状況等について行うものとする。
- (2) 検査員は、中間検査の終了後速やかに、次に掲げる書類を作成して局長等に復命しなければならない。

ア 中間検査復命書（林業専用道（規格相当）整備を除く事業種目にあっては別記第13号様式。林業専用道（規格相当）整備にあっては熊本県農林水産部所管補助工事等確認検査規程取扱要領の別記第4-4号様式）

- イ 中間検査調書（林業専用道（規格相当）整備を除く事業種目にあつては別記第14号様式。林業専用道（規格相当）整備にあつては熊本県農林水産部所管補助工事等確認検査規程取扱要領の別記第5 - 3号様式）
- ウ 中間検査野帳（別記第15号様式）
- エ 検査写真

（実績報告）

第10条 要項第13条の実績報告書に添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- （1）事業の内容及び経費の配分（別記第3号様式）
- （2）事業実績書（別記第16号様式）
- （3）収支精算書（要項別記第4号様式）

（補助金の前金払、概算払請求）

第11条 事業実施主体は、要項第15条に基づき補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金等概算払（又は前金払）請求書を、局長等を経由して知事に提出するものとする。

- 2 局長等は、前項の補助金等概算払（又は前金払）請求書の提出があつたときは、内容を審査し出来高調書（別記第17号様式。林務課長又は林務担当班長が内容を証明したものを。）を添えるものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 要項第17条第1項の財産の処分を制限する期間は、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間とする。

（事業完了後の施設の管理）

第13条 事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（以下「施設」という。）は、常に良好な状態で管理するとともに、その設置目的に沿って使用し、その効率的な運用を図るものとする。

- 2 施設の管理は、原則として事業実施主体が行う。ただし、事業実施主体が直接管理することが不適当な場合には、その施設の設置目的の達成に適した団体（以下「管理主体」という。）にこれを管理させることができる。また、事業実施主体が普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者を管理主体にできる。これらの場合、事業実施主体はその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。
- 3 事業実施主体又は管理主体は、施設管理の状況を明確に管理するため、施設財産の種類、所在、構造、価格、得喪変更の年月日等を記載した財産台帳を、次の各号によ

り作成し、備えるものとする。

(1) 事業種目ごとに次に掲げる様式により作成するものとする。

ア 伐倒・搬出(別記第18号様式)

イ 林業専用道(規格相当)(別記第19号様式)

ウ 関連条件整備活動及び路網整備の森林作業道については、熊本県森林作業道実施基準第8の1の(1)により作成する作業道台帳

(2) 財産台帳を正副2部作成し、1部を事業実施主体又は管理主体が備えるとともに、1部を施設が所在する市町村に送付するものとする。

4 市町村は、財産台帳の送付があった場合には、台帳に記載された施設を市町村森林整備計画に反映させるなど、施設が活用されるよう広く情報提供に努めるものとする。

5 知事は、事業実施主体又は管理主体に対して施設の管理状況に関する情報の提示を求め、または立入り等により確認をすることができる。

6 事業実施主体又は管理主体は、施設ごとに管理規程又は利用規程を定めて適正に管理すると共に、施設を永続的に活用できるよう施設の更新に必要な資金(減価償却引当金)の積立てに努めるものとする。この場合において、当該施設の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項を必要に応じて規定するものとする。

ア 目的

イ 施設の種類、構造、規模、形式、数量

ウ 施設の所在

エ 管理責任者

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 使用料に関する事項

ク 施設の償却に関する事項

7 事業実施主体又は管理主体は、施設の導入年度等を明らかにするため、施設の内容に応じ、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に標示するものとする。

(1) 林業専用道(規格相当)又は森林作業道にあつては、事業名、路線名(起点を記入する。)、着工年度、事業実施主体等

(2) その他の施設にあつては、事業名、施設名、導入年度、事業実施主体等

8 施設の移転又は主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替え等をしようとするときは、事業実施主体又は管理主体(当該施設の譲渡を受けた管理主体に限る。以下同じ。)は市町村長に協議し、協議を受けた市町村長は協議書(別記第20号様式)を局長等に提出し、指示を受けるものとする。

ただし、機械施設等で定められた耐用年数を過ぎている場合はこの限りでない。

9 事業実施主体又は管理主体は、施設の処分をしようとするときは、その旨を市町村長に協議し、協議を受けた市町村長は、その処分が制限期間以内である場合には、別

記様式第21号により知事に申請して承認を得るものとし、それ以外の処分のときは、別記様式第22号により知事に届け出るものとする。

10 施設が天災その他の災害を受けたときは、事業実施主体又は管理主体は遅延なく、その旨を市町村長に届け出るものとする。

11 市町村長は、前項の届出があった場合は、施設の所在、事業種目、滅失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額及び事業実施主体において講じた暫定措置並びに防災・復旧措置等について調査確認し、別記第23号様式に調査意見及び被災写真等を付して、知事に報告するものとする。

附則

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年3月3日から適用する。

附則

この要領は、平成21年4月10日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成21年7月10日から適用する。

附則

この要領は、平成21年10月8日から適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年12月17日から適用する。

附則

この要領は、平成23年12月16日から適用する。

附則

この要領は、平成24年6月20日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成25年6月4日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成26年3月7日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成27年3月2日から施行し、平成26年度2月補正予算事業から適用する。

熊本県間伐等森林整備促進対策事業交付金事務取扱要領（平成17年12月16日制定）は廃止する。

附則

この要領は、平成27年12月28日から適用する。

附則

この要領は、平成28年7月11日から施行する。

平成26年度補正熊本県間伐等森林整備促進対策事業（林業専用道整備）実施要領（平成27年2月25日施行）は廃止する。

附則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月23日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月6日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

附則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。

別表 1

メニュー	事業種目	交付対象経費	交付率	事業実施主体	採 択 基 準
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	(1) 伐倒・搬出	不用木の除去(侵入竹含む)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他の付帯施設整備(集材路、林内作業場、土場、付帯施設等)に要する経費	定額。ただし、1ヘクタール当たり394千円を上限。また、間接費相当分を計上することができる。	都道府県、市町村、森林整備法人等(森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。)をいう。)及び効率かつ安定的な林業経営や林業経営の持続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って知事が選定した林業経営体(以下、熊本県版育成経営体)	(1) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領第3の規定に基づき作成された供給力・体質強化計画(以下「体質強化計画」という。)の参画事業体を実施するものであること (2) 原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。 ア 本事業を実施する森林が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合(森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、本事業を実施する森林と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画(以下「林班計画」という。)が作成できない場合を除く。)、又は本事業を実施する森林が存する同号口に定める区域内に林班計画若しくは同号口に基づく森林経営計画が作成されている場合は、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。 イ 前項アに該当しない場合は、事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。なお、本事業の交付申請後、事業完了までの間にアに掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、アと同様の取扱いとする。 なお、上記ア及びイの取扱いについては、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(10)のイの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について(平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知)を準用する。 (3) 1 施行地が0.1ha以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。 (4) 全ての施行地で搬出を行うこと。また、事業実施面積の過半から搬出すること。 (5) 不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数の20%(地形等により気象害の発生が明らかに予想さ
	(2) 関連条件整備活動 ((1) と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取り付け等)	森林調査及び同意取り付け等 森林施業に着手する上で直接必要となる経費	定額。ただし、1ヘクタール当たり18.5千円を上限。		
		一体的に整備する森林作業道 伐倒・集材と一体的に実施する森林作業道の整備に要する経費	定額。ただし1メートル当たり2千円を上限。事業費の4.5%以内で工事雑費・事務雑費を計上できる。		
		鳥獣害防止施設の整備 伐倒・集材と一体的に実施する鳥獣害防止施設の整備に要する経費	定額。ただし、1メートル当たり730円を上限。		

						<p>れる場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%)以上伐採すること。</p> <p>(6) 伐採率については、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法(要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。)に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。</p> <p>(7) 対象森林は、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。ただし、(5)の規定(他の国庫補助事業の場合は(5)と同様の規定)により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判断され、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施することができる。</p> <p>また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であつて、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。</p> <p>(8) 対象齢級は原則として12齢級以下とする。ただし、森林経営計画に基づいて行うものは市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分で行うことができる。また、間伐材の利用を促進する観点から、次のいずれかに該当する場合は、齢級によらず補助対象とすることができる。</p> <p>ア 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の森林</p> <p>イ 形状比が80以上の樹木が過半を占める森林</p> <p>ウ 収量比数が0.8以上の森林</p> <p>エ 搬出される木材の過半が曲がり材や低質材となるもの</p> <p>オ 気象害、病虫害等の被害木を利用するもの</p> <p>カ 現況において林内路網の整備が実施されていない森林</p> <p>キ 協定等により、体質強化計画に記載された木材加工流通施設への原木の安定供給が可能であるもの(木材市場等を經由する場合を含む)</p>
--	--	--	--	--	--	---

<p>2 路網整備</p>	<p>(1) 林業専用道 (規格相当) 整備</p>	<p>林業専用道(規格相当) 整備</p>	<p>定額。ただし、林業専用道(規格相当) の開設箇所平均横断地山傾斜により、A 区分(15度未満) は1メートル当たり平均3万2千円、B 区分(15度以上25度未満) は1メートル当たり平均3万5千円、C 区分(25度以上) は1メートル当たり平均3万8千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。なお、本区分については、熊本県林業専用道(規格相当) 設計・技術審査会の審査を経て、決定するものとする。また、合計事業費の10パーセントを上限として補強を行うことができる。</p>	<p>都道府県、市町村、森林整備法人等及び熊本県版育成経営体</p>	<p>(1) 供給力・体質強化計画の参画事業者が実施するものであること。 (2) 供給力・体質強化計画のうち原木安定供給計画で定められた間伐材生産目標の達成に資するものであること。 (3) 熊本県林業専用道作設指針(令和4年(2022年) 3月31日付け林振第29号 - 2号林業振興課長通知) の基準を満たすものであること。 (4) 建設事業者(建設業法(昭和24年法律第100号) の許可を受けた建設業者) 等の参入機会を設ける観点から、本体工事及び調査設計については外部に発注すること。 (5) 路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について(平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知) に定める生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。) 内で整備する路網に限る。 (6) 林業専用道(規格相当) 整備(施設一体型) については、日EU・EPA対策として土場と一体的に整備される施設及びこれらの施設と木材安定取引協定等を締結する施設からおおむね50kmの範囲内において、次に定める土場等を一体的に整備するものであること。 土場の用地に係る面積は、1箇所あたり200㎡以上とする。この場合、設置箇所の地形、林業専用道(規格相当) 開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械(高性能林業機械を含む。以下同じ。) を考慮するものとする。 土場の設置間隔は、採用する作業システム、林業機械の組合せ及び規模を考慮して決定するものとする。この場合、目安は次によることとする。 ア 車両系システムによる場合は、300m ~ 600m イ 架線系システムによる場合は、30m ~ 50m 取付道路については、原則として延長200m以内とするほか、車道幅員は、作業システムを考慮して決定するものとする。 作業用地及び取付道路の設置箇所が道路法に規定する道路に接して設置することとなる場合は、道路交通法24条の協議を行うものとする。</p>
---------------	------------------------------------	-------------------------	--	------------------------------------	--

<p>林業専用道（規格相当）整備（施設一体型）</p>	<p>定額。ただし、林業専用道（規格相当）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均4万6千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均4万9千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均5万2千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。なお、本区分については、熊本県林業専用道（規格相当）設計・技術審査会の審査を経て、決定するものとする。また、合計事業費の10パーセントを上限として補強を行うことができる。</p>
<p>関連条件整備活動対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け</p>	<p>定額。ただし、1ヘクタール当たり18.5千円を上限。</p>

(2)森林作業道整備	森林作業道整備	定額。ただし、1メートル当たり2千円を上限。事業費の4.5%以内で工事雑費・事務雑費を計上できる。
	関連条件整備活動対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	定額。ただし、1ヘクタール当たり18.5千円を上限。

- (1) 供給力・体質強化計画の参画事業者が実施するものであること。
- (2) 供給力・体質強化計画のうちの原木安定供給計画で定められた間伐材生産目標の達成に資するものであることとし、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は2年(当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内)とする。
- (3) 熊本県森林作業道作設指針(平成23年9月26日付け林振第621号農林水産部長通知)の基準を満たすものであること。

1 間伐材生産	(1) 伐倒・搬出	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	<p>(1) 林業・木材産業循環成長対策等交付金実施要項第2の1の規定に基づき作成された事業構想(以下「事業構想」という。)の参画事業体を実施するものであること。</p> <p>(2)～(8) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ。</p> <p>(9) 協定等により、事業構想に記載された木材需要者等に原木の安定供給が可能であるもの。</p> <p>(10) 生産基盤強化区域内で行う間伐に限る。</p> <p>(11) 除伐及び保育間伐の事業対象箇所については、生産基盤強化区域及びこれに準ずる区域(生産基盤強化区域の設定目安100haに満たないものの合板・製材工場等の集荷圏にあたる区域又は生産基盤強化区域と路網により接続している周辺区域)内とする。</p> <p>保育間伐において不良木の淘汰を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20パーセント(地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20パーセント未満とすることが適切であると判断される場合は10パーセント)以上を伐採すること。また、除伐において不用木の除去(育成しようとする樹木の生育の妨げとなる木竹を伐採することをいう。)のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去すること。</p> <p>除伐又は保育間伐の実施に当たっては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していないこと。ただし、直近の間伐等の伐採率が、10パーセント以上20パーセント未満である場合や、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であって、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化その他公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。</p>
	(2) 除伐	下刈りが終了した齢級以下の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰	定額。ただし、1ヘクタール当たり151千円を上限。また、間接費相当分を計上することができる。		
	(3) 保育間伐	間伐木の搬出を伴わない適正な持つ度管理を目的とする適正な密度管理を目的とする 齢級以下の不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰	定額。ただし、1ヘクタール当たり141千円を上限。また、間接費相当分を計上することができる。		
	(4) 関連条件整備活動	～ 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	～ 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		

2 路網整備	(1) 林業専用道 (規格相当)整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	(1) 事業構想の参画事業体を実施するものであること。 (2) 事業構想で定められた原木生産目標の達成に資するものであること。 (3) ~ (5) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ。
	(2) 森林作業道整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		(1) 事業構想の参画事業体を実施するものであること。 (2) 事業構想で定められた原木生産目標の達成に資するものとして、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は2年(当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内)とする。 (3) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ。
	(3) 関連条件整備活動 ((1) 又は (2) と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取り付け)	林業専用道(規格相当)整備及び森林作業道整備に着手する上で直接必要となる経費	定額。ただし、1ヘクタール当たり18.5千円を上限。		

別表2 添付書類一覧表

書類一覧 (様式)	事項	事業計画概要書 【第3関係】		事業実施計画 【第4関係】		補助金交付申請 【第5関係】	
		事業実施主体 局長	局長 農林水産部長	事業実施主体 局長	局長 農林水産部長	事業実施主体 局長	局長 農林水産部長
事業実施総括表	別記第2号様式	○	○	○	○	○	○
事業の内容及び経費の配分	別記第3号様式					○	○
事業計画書	別記第4号様式					○	○
施行箇所総括位置図						○	
施業箇所位置図						○	
路網整備線形図						○	
間伐材の取引に係る協定書の写し						○	○
伐倒・搬出を行う林分の明細	別記第5号様式					○	○
路網整備における森林整備計画表	別記第6号様式					○	○
費用対効果分析結果				○	○		
収支予算書	要項別記第4号様式					○	○
誓約書(交付申請時のみ)	別記第24号様式					○	○
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:【林業】【事業者向け】)チェックシート						○	○

【留意事項】

- 1 施行箇所総括位置図は、縮尺5万分の1程度の地形図を用い、施行箇所に事業計画書の整理番号を記載したものとする。
- 2 施業箇所位置図は、伐倒・搬出、除伐及び保育間伐を行う時に添付し、森林計画図等縮尺5千分の1程度の地形図を用い、施行箇所を赤の実線で囲んだものとする。ただし、事業主体は交付申請書等への添付は要しないが、測量結果を整備するものとする。
- 3 路網整備線形図は、森林作業道整備(間伐材生産の関連条件整備活動等として行う場合を含む)及び林業専用道(規格相当)整備を行う時に添付し、森林地形図等の地形図を用い、線形を赤の実線で記載し、起点及び終点を明示する。また、間伐区域(除伐、保育間伐区域を含む。)及び実施年度を記入す

る。ただし、事業主体は交付申請書等への添付は要しないが、測量結果を整備するものとする。

- 4 費用対効果分析は、林野公共事業の費用便益分析プログラムを参考に算出するものとする。
- 5 事業実施主体は、上表に示す必要部数を添付するものとする。（例）補助金交付申請時の事業計画や収支予算書は2部、施業箇所総括位置図は1部
- 6 局長とは広域本部地域振興局長を示し、熊本市内の事業実施主体にあつては、農林水産部長に提出するものとする。
- 7 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領第1の3の(2)及び木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用について第2の3の規定に基づく「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：【林業】【事業者向け】)チェックシート」過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもってこれに変えることができるものとする。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

年 第 月 号
日

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名

年度間伐等森林整備促進対策事業計画概要書
このことについて、熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第 4 条の規定によ
り、別添のとおり提出します。

間伐等森林整備促進対策事業実施計画書

事業実施計画総括表

(単位:円、ha、m)

メニュー①	メニュー②	事業種目	施行市町村	事業実施計画			事業内容等	
				事業費	補助金	その他		
	1 間伐材生産	(1) 伐倒・搬出 搬出間伐材積 ○○m ³ うち対象施設への供給量 ○○m ³						
			小計					
		(2) 除伐						
			小計					
		(3) 保育間伐						
			小計					
		(4) 関連条件整備活動	① 森林調査及び同意取付け					
				小計				
			② 森林作業道整備					
	小計							
	③ 鳥獣害防止施設の整備							
		小計						
	計							
	2 路網整備	(1) 林業専用道(規格相当)整備	① 林業専用道(規格相当)整備					
				小計				
② 林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)								
			小計					
③ 関連条件整備活動								
		小計						
(2) 森林作業道整備		① 森林作業道整備						
			小計					
		② 関連条件整備活動						
	小計							
計								
合計								

注1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業内容等の欄には、間伐材の生産、同意取付け及び鳥獣害防止施設はその面積を、林業専用道(規格相当)及び森林作業道は路線数と開設延長合計を記入すること。

3 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後を記入すること。

4 不要の行は削除すること。

別記第2号様式の1(第4条、第5条、第6条関係)

路網整備の事業実施計画

(1) 林業専用道(規格相当)整備

整理番号	施行箇所 (市町村)	路線名	請負 共同 直営 の別	全体計画						既整備量		年度						次年度以降		森林経営 計画	管理主体	備考		
				幅員 (m)	延長 (m)	事業費 (円)	補助金 (円)	その他 (円)	単価 (円/m)	延長 (m)	補助金 (円)	幅員 (m)	延長 (m)	事業費 (円)	補助金 (円)	その他 (円)	単価 (円/m)	延長 (m)	補助金 (円)					
計																								
関連条件整備活動(調査・同意の取付等)																								
合計																								

- (注) 1 幅員は全幅員を記入すること。
 2 林業専用道(規格相当)の概要を示す資料として、以下の図を添付すること。
 (1) 施行箇所総括位置図(5万分の1程度の地図を用い、施行箇所に上表の番号を記載すること)
 (2) 施行箇所位置図(熊本県造林事業補助金交付要項に準じて作成することとし、森林計画図等の地形図に施行路線を赤の実線で表示すること。
 なお、起点にBP、終点にEPと記入すること。また、間伐区域及び間伐実施年度を記入すること。
 3 森林経営計画の欄には、当該計画路線を含む森林経営計画の団地名を記入すること。
 4 補強を行う場合は、備考欄に「補強」と記入すること。
 5 施設一体型を行う場合は、備考欄に「施設一体型」と記入すること。

別記第2号様式の2(第4条、第5条、第6条関係)

路網整備の事業実施計画

(2) 森林作業道整備

整理 番号	施行箇所 (市町村)	路線名	請負 共同 直営 の別	幅員 (m)	延長 (m)	単価 (円)	事業費 (円)	補助金 (国費) (円)	その他 (円)	備 考
計										
関連条件整備活動(調査・同意の取付等)										
合計										

(注) 1 番号欄には、通し番号を付けること。

2 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

3 開設が間伐等の施業に一定期間先行する場合は、間伐等の施業を行う時期を備考欄に記入すること。

4 森林作業道の概要を示す資料として、以下の図を添付すること。

(1) 施行箇所総括位置図(5万分の1程度の地図を用い、施行箇所に上表の番号を記載すること)

(2) 施行箇所位置図(熊本県造林事業補助金交付要項に準じて作成することとし、森林計画図等の地形図に路線を赤の実線で表示すること。なお、起点にBP、終点にEPと記入し、間伐区域及び間伐実施年度を記載すること)

別記第3号様式(第6条、第10条関係)

事業の内容及び経費の配分

メニュー①	メニュー②	事業種目	事業量 (ha、m)	事業費 (実行経費) (円)	経費区分			予定工期 着工予定 年月日 竣工予定 年月日	備考	
					補助金 (国費) (A) (円)	市町村費 (B) (円)	その他 (C) (円)			
	1 間伐材生産	(1)伐倒・搬出								
		(2)除伐								
		(3)保育間伐								
		(4)関連条件整備活動	① 森林調査及び同意取付け							
			② 森林作業道整備							
			③ 鳥獣害防止施設の整備							
		小計								
	2 路網整備	(1)林業専用道(規格相当)整備	① 林業専用道(規格相当)整備							
			② 林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)							
			③ 関連条件整備活動							
		(2)森林作業道整備	① 森林作業道整備							
			② 関連条件整備活動							
		小計								
		合 計								

(注)1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

3 繰越の場合は、上段に全体、中段に当年度内執行分、下段に繰越分を記入すること。

別記第4号様式の2(第6条、第8条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

1(2)① 間伐材生産のうち関連条件整備活動(対象森林の調査及び同意取付け)

事業実施主体

単位:ヘクタール、円

整理 番号	枝番	事業量 (面積)	実行経費		標準経費	補助金額	備考
			単価	金額			
合計							

(注)1 本表は、間伐材生産の関連条件整備活動のうち②対象森林の調査及び同意取付けを実施する場合に作成するものとする。

2 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

3 整理番号及び枝番は、別記第4号様式の1に記載したものと一致させること。

4 事業量は小数第2位まで記入すること。

5 実行経費及び標準経費を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。

6 補助金額の欄は、実行経費と標準経費を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。

別記第4号様式の3(第6条、第8条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

1 (2) ② 間伐材生産のうち関連条件整備活動(森林作業道整備)

事業実施主体

単位:メートル、円

整理番号	枝番	施行方法	路線名	事業量(延長)	実行経費		標準経費	補助金額	備考
					単価	金額			
合計									

- (注)1 本表は、間伐材生産の関連条件整備活動のうち森林作業道整備を実施する場合に作成するものとする。
- 2 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。
 - 3 整理番号及び枝番は、別記第4号様式の1に記載したものと一致させること。
 - 4 施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。
 - 5 事業量は整数止とすること。
 - 6 実行経費及び標準経費を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。
 - 7 補助金額の欄は、実行経費と標準経費を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。
 - 8 補助金額の上限は、路線ごとの開設延長に定額単価を乗じた額とする。

別記第4号様式の4(第6条、第8条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

1 (2) ③ 間伐材生産のうち関連条件整備活動(鳥獣害防止施設の整備)

事業実施主体

単位:ヘクタール、メートル、円

整理番号	枝番	施行方法	事業量		実行経費		標準経費	補助金額	備考
			面積	延長	単価	金額			
合計									

- (注)1 本表は、間伐材生産の関連条件整備活動等のうち③鳥獣害防止施設を実施する場合に作成するものとする。
- 2 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。
- 3 整理番号及び枝番は、別記第4号様式の1に記載したものと一致させること。
- 4 施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。
- 5 事業量は、対象森林面積及び施行延長の両方を記入することとし、面積は小数第2位まで、延長は整数止めとして記入すること。
- 6 実行経費及び標準経費を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。
- 7 補助金額の欄は、実行経費と標準経費を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。
- 8 補助金額の上限は、事業量(延長)に定額単価を乗じた額とする。

別記第4号様式の5(第6条、第8条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

2(1) 路網整備のうち林業専用道(規格相当)整備

事業実施主体

単位:メートル、円

整理 番号	施行箇所 (市町村)	路線名	請負 共同 直営 の別	幅員	延長	事業費	事業費内訳				事業費の 1m当たり単価	補助金	補助金の 1m当たり単価	工期		主な工種数量	備考
							本体工事費	測量及び試験費	工事雑費	事務雑費				測量及び試験	本体工事		
計																	
関連条件整備活動(調査・同意の取付)																	
合計																	

(注)1 本表は、路網整備のうち林業専用道(規格相当)整備を実施する場合に作成するものとする。

2 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

3 幅員欄には、車道幅員と路肩幅員を加えたものを記入する。

4 事業量は小数点第2位まで記入すること。

5 補助金額は、事業実施主体の傾斜区分ごとの作設延長の合計に1メートル当たり32,000円または35,000円または38,000円(施設一体型は1メートル当たり46,000円または49,000円または52,000円)の定額単価を乗じた額とする。ただし、補助金額の上限は、事業費の1/2相当額であり、実行経費が先述の1メートル当たり単価の2倍を超えない場合は、実行経費の1/2が交付金(補助金)となる。

6 補強を実施する場合は、備考欄に補強に係る延長及び事業費を記入すること。

7 施設一体型を行う場合は、備考欄に「施設一体型」と記入すること。

8 備考欄にA,B,Cの傾斜区分を記載すること。

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名

年度間伐等森林整備促進対策事業の補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、年度事業実施計画に基づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手したので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条及び熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第7条第2項の規定に基づき申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

実施実施主体名	事業種目	事業量 (ha、m)	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日	直営 請負 の別	備考
				年 月 日 年 月 日		

- (注) 1 路網整備にあつては、1行に1路線を記入することし、適宜行を追加すること。また、備考欄に路線名を記入すること。
- 2 着手の条件
- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、この損失は事業実施主体が負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

林業専用道チェックリスト

路線名:

場所(林小班):

確認月日: 年 月 日

確認者:

区分	チェック項目	確認	備考(検討・改善事項が必要な測点番号、意見・理由等)
1 路線選定	① 森林施業ポイントや将来の森林作業道との分岐点等を考慮して選定されているか(森林へのアクセス機能が確保されているか) ② 地形・地質の安定している箇所を通過するように選定されているか ③ 線形は地形に沿った屈曲線形、波形勾配となっているか(直線区間が長すぎないか) ④ 拡幅量の大きい小半径の曲線が連続していないか(地形条件に応じた曲線半径となっているか) ⑤ 長大な切土及び盛土の区間が連続していないか ⑥ 切土、盛土の土工量が均衡かつ最小のものとなっているか ⑦ 土構造を基本とし、擁壁等の工作物の設置は、できるだけ抑制しているか ⑧ 沢の横断をできる限り回避する線形となっているか ⑨ 支障木の伐間幅は必要最小限となっているか ⑩ 傾斜区分は当初計画のとおりか		
2 規格・構造	① 車道幅員や路肩副員は適切か ② 屈曲部については、拡幅量、土工量、工作物の設置など現地の状況を踏まえ、設計されているか ③ 縦断勾配は、路面侵食等を防止するためにできる限り緩勾配とするよう設計されているか ④ 縦断勾配が急な場合は、路面侵食等を防止できる構造となっているか ⑤ 山土場などの林業作業用施設は、沿線の森林施業の状況、森林作業道の分岐点等を考慮して設けられているか ⑥ 交通安全施設等を設置する場合は必要最小限のものとなっているか		
3 数量計算	数量計算は、設計図等に基づき、設計積算等に必要な工程・工法等別の数量が算出されているか		
4 切土	① 切土のり面勾配は土質条件に応じた適切な勾配となっているか ② 切土のり面勾配を標準としない場合、その理由は適切か ③ 切土のり面整形を行う場合、その理由は適切か		
5 盛土	① 盛土のり面勾配は適切な勾配となっているか ② 盛土のり面勾配を標準としない場合、その理由は適切か		
6 残土	① 残土の発生を抑制しているか ② 残土処理の箇所及び方法は適切か		
7 法面保護工	① 切土のり面の保護工を行う場合、その理由は適切か ② 切土のり面保護工を実施する場合の工法は適切なものを選定しているか ③ 盛土のり面の保護工を行う場合、その理由は適切か ④ 盛土のり面保護工を実施する場合の工法は適切なものを選定しているか		
8 路盤工	① 路盤厚は、路床の強度、既往の実績等を基に決定されているか ② 路盤材は、適切な材料が選択されているか ③ 現地発生材を有効に活用しているか(使用しない場合の理由は適切か) ④ 急勾配のため路面侵食が発生するおそれがある場合、路面の安定処理を行う設計となっているか		
9 構造物の選定	① 構造物を設置する場合は、地形・地質等からみて適切か ② 構造物を設置する場合は、コスト比較等を行い適切な工程・工法が選定されているか ③ 構工等の設計は、木製の工程・工法が検討されているか		
10 排水施設	① 排水は、波形線形等による地形条件を利用した分散処理する設計となっているか ② 横断排水工の設置場所、設置間隔は適切に選定されているか ③ 横断排水工は、簡易な資材等により設計されているか ④ 側溝を設置する場合は、素堀の設計となっているか ⑤ 排水先は洗濯防止等の対策をとっているか		
11 その他	森林法、河川法等の関係諸法令に係る必要な手続きが認識されているか		

(注) 1 確認欄は、チェック項目(林業専用道設計指針(案))に沿っているかを確認し「」を記入する。項目の該当がない場合は「-」を記入する。

2 備考欄には、指針に沿っている場合のほか、一部沿っている場合、沿っていない場合等の内容や改善方法等を記入する。

3 各区分におけるチェック項目は、必要に応じ適宜追加する。

別記様式第10号（第7条第5項関係）

番
年 月 号
日

事業実施主体名 様

熊本県知事

年度間伐等森林整備促進対策事業（林業専用道（規格相当）整備）
着工承認通知書
年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについて承認しま
す。
つきましては、関係規程に基づき適正に事業を実施してください。

間伐等森林整備促進対策事業完了報告書

事業完了総括表

(単位:円、ha、m)

メニュー①	メニュー②	事業種目	施行市町村	事業実施計画			事業内容等	
				事業費	補助金	その他		
	1 間伐材生産	(1) 伐倒・搬出						
		搬出間伐材積 ○○m3						
		うち対象施設への供給量 ○○m3	小計					
		(2) 除伐						
			小計					
		(3) 保育間伐						
			小計					
		(4) 関連条件整備活動	① 森林調査及び同意取付け					
				小計				
			② 森林作業道整備					
				小計				
			③ 鳥獣害防止施設の整備					
				小計				
		計						
		2 路網整備	(1) 林業専用道(規格相当)整備	① 林業専用道(規格相当)整備				
小計								
② 林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)								
	小計							
③ 関連条件整備活動								
	小計							
(2) 森林作業道整備	① 森林作業道整備							
			小計					
	② 関連条件整備活動							
計								
合計								

注1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業内容等の欄には、間伐材の生産、同意取付け及び鳥獣害防止施設はその面積を、林業専用道(規格相当)及び森林作業道は路線数と開設延長合計を記入すること。

3 不要の行は削除すること。

別記第12号様式（第9条第3項関係）

熊本県知事 様

番 年 月 日

住所
(申請者)
氏名

間伐等森林整備促進対策事業事業中間検査依頼書

年 月 日付け森整第 号で交付決定のありました間伐等森林整備促進対策事業について、別添の事業箇所については現地施業を完了しましたので、間伐等森林整備促進対策事業実施要領第9条第3項の規定に基づき中間検査をお願いします。

記

提出書類

- 1 事業実施完了総括表（別記第11号様式）
- 2 事業精算書（別記第4号様式）
- 3 事業着手前及び事業完了後の写真（遠景及び近景写真）

別記第13号様式(第9条第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業中間検査復命書

年 月 日から 年 月 日まで、年度 間伐等森林整備促進対策事業中間検査を下記のとおり実施しましたが、その結果については、別紙中間検査調書のとおりでしたので、復命します。

記

			申請者		施行市町村			
メニュー①	メニュー②	事業種目	現地検査件数			書類検査(申請)		備考
			抽出	全筆	計	件数	事業量 (ha、m)	
合計								

年 月 日

検査員 職氏名

職氏名

熊本県知事

様

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

別記第14号様式の2(第9条第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業中間検査調書 (路網整備のうち森林作業道整備)

広域本部地域振興局	事業実施主体	施行市町村	メニュー①	メニュー②

整理 番号	枝 番	事業実施者	森林所有者	事業種目	延 長 (m)	幅 員 (m)	森林経営計画	事前計画	標準経費 (実行経費) (円)	書類 検査	現地 検査	検 査 合・否
合計												

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員職氏名

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

年度間伐等森林整備促進対策事業中間検査野帳

事業実施主体		確認		施行市町村		確認	
メニュー①		確認		メニュー②		確認	
整理番号		確認		枝番		確認	
林班	林班	確認		小班	小班	確認	
事業実施者		確認		森林所有者		確認	
作業種類		確認		樹種	年	確認	
林齢	年	確認		区域面積	ha	確認	
実施率	%	確認		実面積	ha	確認	
施行本数	本/ha	確認		間伐率	本/ha	確認	
間伐等方法		確認		搬出方法		確認	
搬出材積	m ³	確認		延長	m	確認	
森林経営計画		確認		事前計画		確認	
社会保険等率	%	確認		現場監督率	%	確認	
検査年月日	年 月 日			備考		確認	
検査員	職名		氏名				
立会人							
検査記録							
間伐	間伐の適否		確認		間伐方法の適否		確認
	搬出方法の適否		確認		適用材積の適否		確認
	伐採率	%	確認				
防護柵	防護柵設置の適否		確認		防護柵種類の適否		確認
	被害状況の適否		確認				
備考							

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

年度間伐等森林整備促進対策事業中間検査野帳(森林作業道)

事業実施主体		確認		施行市町村		確認	
メニュー①		確認		メニュー②		確認	
整理番号		確認		枝番		確認	
起点林班	林班	起点小班		小班		確認	
終点林班	林班	終点小班		小班		確認	
事業実施者		確認		森林所有者		確認	
作業種類		確認		直営請負の別		確認	
延長	m	確認		幅員	m	確認	
森林経営計画等		確認		事前計画		確認	
検査年月日	年 月 日						
検査員	職 名 氏 名						
立会人							
検 査 記 録							
(1)路体検測結果							
項 目	検査地点及び検査結果			項 目			
1 延長 (測点間距離)				(曲線半径)			
		確認				確認	
2 幅員 法長 法勾配				3 縦断勾配			
		確認				確認	
(2)工種別検査結果				(3)構造物の検査結果			
工 種	検査地点及び検査結果						
1 法面整理 (緑化工)				1 さく孔			
		確認				確認	
2 敷砂利				2 裏堀			
		確認				確認	
3 石積工				3 抜石			
		確認				確認	
4 簡易土留工				4 根堀			
		確認				確認	
5 排水工				5 反発強度			
		確認				確認	
6 かご工等				6			
		確認				確認	
7				7			
		確認				確認	
備 考							

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

間伐等森林整備促進対策事業実績書
 総括表

メニュー①	メニュー②	事業種目	施行市町村	事業実施計画			事業内容等	
				事業費	補助金	その他		
	1 間伐材生産	(1) 伐倒・搬出						
		搬出間伐材積 ○○m ³						
		うち対象施設への供給量 ○○m ³	小計					
		(2) 除伐						
			小計					
		(3) 保育間伐						
			小計					
		(4) 関連条件整備活動	① 森林調査及び同意取付け					
				小計				
	② 森林作業道整備							
			小計					
	③ 鳥獣害防止施設の整備							
		小計						
計								
2 路網整備	(1) 林業専用道(規格相当)整備	① 林業専用道(規格相当)整備						
			小計					
		② 林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)						
			小計					
	③ 関連条件整備活動							
		小計						
	(2) 森林作業道整備	① 森林作業道整備						
			小計					
		② 関連条件整備活動						
			小計					
計								
合計								

注1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業内容等の欄には、間伐材の生産、同意取付け及び鳥獣害防止施設はその面積を、林業専用道(規格相当)及び森林作業道は路線数と開設延長合計を記入すること。

3 不要の行は削除すること。

4 繰越の場合は、上段に全体、中段に当年度内執行分、下段に繰越分を記入すること。

年度間伐等森林整備促進対策事業実績書

1 間伐材生産

メニュー	市町村	間伐面積 ha	うち 搬出間伐 ha	間伐率 %	事業費(円)			補助金 円	その他 負担金 円	搬出材積 m ³	木材販売実績 m ³	備考
					定額(A) 円	実績(B) 円	差額(A-B) 円					
計												

注1 メニューの欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」又は「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 定額の欄には、定額の単価に間伐面積を乗じた額と、必要に応じて間接費相当額とを合わせた額を記入すること。

3 備考の欄には、直営、請負又は森林所有者等施行の別を記入すること。

2 関連条件整備活動

メニュー	市町村	事業種目	事業量 ha、m	事業費(円)			補助金 円	その他 負担金 円	備考
				定額(A) 円	実績(B) 円	差額(A-B) 円			
計	計								

注1 メニューの欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」又は「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業種目の欄には、森林調査及び同意取付け、森林作業道整備及び鳥獣害防止施設の別を記入すること。

3 定額の欄には、定額の単価に事業量を乗じた額を記入すること。

4 森林調査及び同意取付けの場合は、備考欄に問いかけ森林所有者数を記入すること。

5 森林作業道整備の場合は、備考欄に路線数、幅員(m)を記入すること。

6 鳥獣害防止施設の場合は、事業量の単位はヘクタールとし、備考欄に施行箇所数、施行延長(m)を記入すること。

搬出材積集計表

整理番号 番号 枝番		施行地の地籍	林班	小班	樹種	林齢	事業実施主体	事業の種類	搬出方法	面積 a	メニュー		証明書等			
											林分毎の搬出材積		建築用材等		チップ等	
											建築用材等 A	チップ等 B	納品 伝票	写真	納品 伝票	写真
1		●●町大字△字■×番地	1	1	スギ	15年	●●森林組合	定性	車輻系	0.70ha	0.0m3	0.7m3			1	
2		●●町大字△字■×番地	1	2	スギ	17年	●●森林組合	列状	架線系	0.70ha	20.0m3	2.0m3	2			
3		●●町大字△字■×番地	1	3	ヒノキ	19年	●●森林組合	定性	車輻系	0.50ha	15.0m3	2.0m3	3		4	
4		●●町大字△字■×番地	1	4	ヒノキ	20年	●●森林組合	列状	車輻系	1.30ha	30.0m3	5.0m3	5		6	
5		●●町大字△字■×番地	1	6	ヒノキ	22年	●●森林組合	列状	車輻系	0.20ha	10.0m3	2.0m3	7		8	
6		●●町大字△字■×番地	1	8	スギ	24年	●●森林組合	定性	架線系	0.50ha	22.0m3	1.0m3	9		10	
7		●●町大字△字■×番地	1	11	スギ	26年	●●森林組合	定性	車輻系	0.10ha	2.5m3	2.0m3	11		12	
8		●●町大字△字■×番地	1	12	ヒノキ	28年	●●森林組合	定性	車輻系	0.20ha	10.0m3	2.0m3	13		14	
9		●●町大字△字■×番地	1	13	ヒノキ	30年	●●森林組合	定性	車輻系	0.20ha	6.0m3	0.5m3	15		16	
10		●●町大字△字■×番地	1	2	スギ	31年	●●森林組合	列状	架線系	0.70ha	25.0m3	0.2m3	17		18	
11		●●町大字△字■×番地	1	3	ヒノキ	32年	●●森林組合	定性	車輻系	0.50ha	22.0m3	5.0m3	19		20	
12		●●町大字△字■×番地	1	4	ヒノキ	33年	●●森林組合	列状	車輻系	1.30ha	60.0m3	10.0m3	21		22	
13		●●町大字△字■×番地	1	6	ヒノキ	34年	●●森林組合	列状	車輻系	0.20ha	10.0m3	2.0m3	23		24	
14		●●町大字△字■×番地	1	8	スギ	35年	●●森林組合	定性	架線系	0.50ha	25.0m3	3.0m3	25		26	
15		●●町大字△字■×番地	1	11	スギ	36年	●●森林組合	定性	車輻系	0.10ha	2.0m3	1.0m3	27		28	
16		●●町大字△字■×番地	1	12	ヒノキ	38年	●●森林組合	定性	車輻系	0.20ha	3.0m3	2.0m3	29		30	
17		●●町大字△字■×番地	1	13	ヒノキ	40年	●●森林組合	定性	車輻系	0.20ha	6.0m3	0.0m3	31			
18		●●町大字△字■×番地	1	2	スギ	42年	●●森林組合	列状	架線系	0.70ha	23.5m3	0.6m3	32		33	
19		●●町大字△字■×番地	1	3	ヒノキ	44年	●●森林組合	定性	車輻系	0.50ha	20.0m3	2.0m3	34		35	
20		●●町大字△字■×番地	1	4	ヒノキ	46年	●●森林組合	列状	車輻系	1.30ha	2.0m3	20.0m3	36		37	
21		●●町大字△字■×番地	1	6	ヒノキ	48年	●●森林組合	列状	車輻系	0.20ha	1.0m3	5.0m3	38		39	
22		●●町大字△字■×番地	1	8	スギ	50年	●●森林組合	定性	架線系	0.50ha	20.0m3	2.0m3	40		41	
23		●●町大字△字■×番地	1	12	ヒノキ	52年	●●森林組合	定性	車輻系	0.20ha	8.0m3	1.0m3	42		43	
24		●●町大字△字■×番地	1	13	ヒノキ	54年	●●森林組合	定性	車輻系	0.20ha	6.0m3	1.0m3	44		45	
25		●●町大字△字■×番地	1	14	スギ	56年	●●森林組合	定性	車輻系	0.30ha	0.0m3	6.0m3	46		47	
合 計										12.00ha	349.0m3	78.0m3				
											29.0m3/ha 6.5m3/ha = 35.5m3/ha					

注1 メニューの欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」又は「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業の種類欄には、「定性」又は「列状」のいずれかを記載すること。

3 搬出方法欄には、「車輻系」又は「架線系」のいずれかを記載すること。

4 チップ、合板及び木質バイオマス等の用途として山元から直接納入される材」の丸太換算率は、針葉樹は1t当たり1.31m³で換算する。

年度間伐等森林整備促進対策事業実績書

2 路網整備

メニュー	整備区分	事業実施主体	市町村	路線名	共同直営請負の別	幅員 m	延長 m	事業費 円	事業費内訳				補助金 円	その他負担金 円	利用区域		工期	主な工種数量	備考
									本体工事費 円	測量及び試験費 円	工事雑費	事務雑費 円			利用区域面積 ha	間伐実施予定面積 ha			
(1) 林業専用道 (規格相当)整備																			
	小計																		
(2) 森林作業道整備																			
	小計																		
合 計																			
事業完了年月日							年 月 日												

- (注)1 メニューの欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」又は「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。
 2 「幅員」欄には、車道幅員に路肩幅員を加えたものを記入する。
 3 「工期」欄には、実施着工及び竣工日を記入する。
 4 補強を行った場合は、備考欄に「補強」と記入すること。
 5 林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)を行った場合は、備考欄に「施設一体型」と記入すること。

別記第17号様式(第11条第2項関係)

出 来 高 調 書										
メニュー	事業種目	事業量 ha,m	総事業費 円	補助金(A) 円	既受領額(B)		今回請求額(C)		残高(A)-(B+C) 円	事業完了 予定年月日
					交付金額 円	出来高 %	交付金額 円	出来高 %		
	(1)間伐材生産									
	ア 伐倒・搬出									
	イ 除伐									
	ウ 保育間伐									
	エ 関連条件整備活動									
	計									
	(2)路網整備									
	ア 林業専用道(規格相当)整備									
	イ 林業専用道(規格相当)整備 (施設一体型)									
	ウ 森林作業道整備									
	エ 関連条件整備活動									
	計									
	合 計									

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職名 氏名

林業専用道台帳										索引番号						
(林道台帳準用第2号様式の1)										路線名						
総括表																
台帳整理番号	路線名	幹、支、分線名	林道網記入番号	基幹道、管理道、専用道、施業道別	種類及び区分	台帳登載年月日	年 月 日	林地管理者名	位置	位置						
		幹線名	基幹道	自動車道 2級	奥地			国有林林道との関係 併用林道協定の有無	起 点							
		支線分線	管理道	軽車道	その他			峰越連絡林道の維持管理、 災害復旧等の協定の有無	終 点							
			専用道 (規格相当)					有 無								
			施業道					有 無								
								過疎市町村名	振山市町村名	半島市町村名						
								指定年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日			
全 体 計 画						利用区域内の状況										
年度現在	総延長 (m)	現況及び計画		地域 森林計画	森林経営計画 (森林施業計画)	利用区域内の森林資源						その他面積		利用区域内の森林資源のうち 法令に基づく制限等の区分 及び面積		
		幅員 (m)	延長(m)			区分	面積 (ha)			蓄積 (m ³)			区分		面積	
			現況				計画	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹				計
						民有林										
						(分収造林) 国有林										
						官行 造林										
						計										
接続道路の状況																
起点側接続道路					終点側接続道路					利用区域内の人家等		交通災害保険加入状況				
路線名	幅員(m)	延長(km)	道路の種類	管理者名	路線名	幅員(m)	延長(km)	道路の種類	管理者名	人 家 (戸)	公共用建物 (箇所)	その他	保険の種類	加入年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
摘 要																
												利用伐期齢以上の立木の蓄積 :		m3		

※この台帳は、民有林林道台帳について(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)を準用した様式であるため、作業道として作設する林業専用道(規格相当)については、該当する項目について記載すること。

別記第19号様式の3(第13条第3項関係)

索 番	引 号	
路 線 名		〇〇〇〇線

林業専用道台帳

平面見取図

(林道台帳準用第4号様式の1)

市町村管内図程度の縮尺の図面に台帳に記載する林道を表示した図面を添付する。

別記第19号様式の4(第13条第3項関係)

索 番	引 号	
路 線 名		〇〇〇〇線

林業専用道台帳

平面図

(林道台帳準用第5号様式)

最終設計の平面図を添付する。

台帳整理番号:

図面番号 :

作成年月日:

作成者 :

別記第20号様式（第13条第8項関係）

番 年 月 日
 号 日

熊本県知事 様

市町村長名

間伐等森林整備促進対策事業により取得した施設の増改築等について（協議）
 年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した施設について、下記のとおり増改築したいので協議します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 増改築しようとする理由
- 3 増改築の内容

(1)取得施設

取得年月日	事業種目	事業内容			事業費 (千円)	交付金額 (千円)	備考
		工種又は 施設区分	構造又は 規模	数量			

(2)増改築の計画

増改築の内容	増改築 の予定 年月日	事業内容			事業費 (千円)	備考
		工種又は 施設区分	構造又は 規模	数量		

- (注) 1 増改築の内容は、増築、改築、模様替え、移転等に分けて記載すること。
 2 増改築の計画図面等を添付すること。

番 年 月 号 日

熊本県知事 様

市町村長名

間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設の処分について（申請）

年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設について、下記のとおり処分したいので承認されたく申請します。

記

- 1 事業主体
- 2 処分しようとする理由
- 3 処分の内容

(1) 取得機械施設

取得年月日	事業種目	事業内容			事業費(千円)	交付金額(千円)	備考
		工種又は施設区分	構造又は規模	数量			

(2) 処分計画

処分内容	処分予定年月日	処分の相手方	事業内容			事業費(千円)	処分価格(千円)	備考
			工種又は施設区分	構造又は規模	数量			

(注) 処分内容は、更新、譲渡、交換、貸付け、担保等に分けて記載すること。

別記第22号様式（第13条第9項関係）

番 年 月 号 日

熊本県知事 様

市町村長名

間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設の処分について
 年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設について、下記のとおり処分するのでお届けします。

記

1 事業主体

2 処分しようとする理由

3 処分の内容

(1) 取得機械施設

取得年月日	事業種目	事業内容			事業費(千円)	交付金額(千円)	備考
		工種又は施設区分	構造又は規模	数量			

(2) 処分計画

処分内容	処分予定年月日	処分の相手方	事業内容			事業費(千円)	処分価格(千円)	備考
			工種又は施設区分	構造又は規模	数量			

(注) 処分内容は、更新、譲渡、交換、貸付け、担保等に分けて記載すること。

番
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設の災害報告
について
年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設が、（災害の原因）により
被災したので報告します。

記

1 被災施設の概要

- (1) 事業種目
- (2) 事業主体名
- (3) 施設の所在地
- (4) 構造及び規模
- (5) 事業費（全体事業費及び交付額）
- (6) 取得年月日

2 災害の概要

- (1) 災害の原因
- (2) 被災の程度及び被害額

3 復旧計画等

- (1) 応急措置
- (2) 復旧計画

- (注) 1 被害額は、施設等の再取得価額又は復旧額を記載すること。
2 復旧計画は、復旧に要する資金の取得方法（自己資金、融資、補助等）や復旧
が完了する見込みの時期等を記入すること。
3 被害状況写真を添付すること。

別記第24号様式（別表2関係）

年 月 日

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名

誓約書

〇〇〇〇（申請者）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

（申請者）

氏名

〇〇 年度間伐等森林整備促進対策事業 完了届

〇〇 年 月 日付け森整第 号で補助金交付決定のありました間伐等森林整備促進対策事業について、事業を完了しましたので、間伐等森林整備促進対策事業実施要領第8条第1号の規定に基づき届け出ます。

記

（添付資料）

- （1）事業完了総括表（別記第11号様式）
- （2）事業精算書（別記第4号様式）
- （3）伐倒・搬出、除伐、保育間伐を行う林分の明細（別記第5号様式）
- （4）着手前、完了後の写真

収支予算書

(1)収入の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
県交付金		
市町村費		
その他		
合 計		

(2)支出の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
間伐材生産		
(1)伐倒・搬出		
(2)関連条件整備活動等		
路網整備		
(1)林業専用道(規格相当)		
(2)森林作業道		
合 計		

収支精算書

(1)収入の部

区 分	精 算 額 (円)	備 考
県交付金		
市町村費		
その他		
合 計		

(2)支出の部

区 分	精 算 額 (円)	備 考
間伐材生産		
(1)伐倒・搬出		
(2)関連条件整備活動等		
路網整備		
(1)林業専用道(規格相当)		
(2)森林作業道		
合 計		

森林作業道チェックリスト

路線名 : _____

場所 (入口の林小班) : _____

延長 : _____ m 幅員 : _____ m

確認月日 : 年 月 日 確認者 : _____

区分	チェック項目	チェック欄	特記事項
I 路線 計画	1 計画	① 十分な現地踏査を行って、路線計画を決線計定したか。 (踏査日を特記事項欄に記入)	
		② 地形、地質の安定している箇所を通過するように計画したか。	
		③ 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配で計画したか。	
		④ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、人家、施設、水源地などがある場合、それらを迂回するよう検討したか。	
		⑤ やむを得ず破砕帯などを通過する場合は、区間を極力短くしたり、簡易な工作物等を適切な位置に設置するよう計画したか。	
		⑥ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮して計画したか。	
		⑦ 造材、積み込み作業や作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置するよう計画したか。	
		⑧ 作設費用と得られる効果のバランスに留意したか。	
		⑨ 近傍の作設事例地を参考にしたか。 (参考にした場合、特記事項欄に事例地を記入)	
		⑩ 森林法等に基づく届け出等の手続について、林務担当部局に確認を行ったか。 (手続を行った場合、特記事項欄に記入)	
		⑪ 丸太組工を計画する場合は、丸太組工の高さをできるだけ低くするよう計画したか。	
		⑫ 丸太組工を計画する場合は、機能を維持していくため適切な維持管理が必要となることを地権者等に説明したか。 (説明相手方等を特記事項欄に記入)	
2 幅員	① 使用する林業機械と傾斜区分に対応して線幅示されている幅員の目安に適合するよう計画したか。 (車両クラス、林地傾斜度を特記事項欄に記入)		
3 勾配	① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本に計画しているか。(概ね10(18%)以下が目安) (上記を超える区間がある場合は、特記事項に記入)		
	② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力などのほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、勾配が急になるほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮して計画したか。 (滑り止めの工夫等を計画した場合は、特記事項に記入)		
	③ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせをできるだけ避けるように計画したか。		
4 排水計画	① 横断排水施設やカーブを利用して分散排水するように計画したか。		
	② 適切な排水先がない場合や湧水などがある場合は側溝等により導水するように計画したか。 (湧水などがある場合、必要により路線図に記入)		
	③ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避けるように計画したか。		
	④ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしないように計画したか。		

II 施工	1 土質	① 土質を検討しているか。		
		② 土質に応じた施工方法を検討し、実施しているか。		
	2 切土	① 切土高は1.5m程度以内を基本としてい切るか（ヘアピン区間等を除く）。なおかつ高い切土が連続しないように施工しているか。		
		② 切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合は3分を基本として施工しているか。		
	3 盛土	① 堅固な路体をつくるために、締固めは概ね30cm程度の層ごとに十分に行っているか。		
		② 盛土のり面勾配は、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配で施工しているか。また、盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度の勾配で		
		③ 腐朽し、盛土路体が劣化する原因となる末木、枝条などを盛土路体に巻き込まないように施工しているか。		
		④ 作設現場にある丸太を無意味に盛土路体に巻き込まないように施工しているか【路体の劣化を招くだけでなく、締め固めができないので行わない】。		
		⑤ 剥ぎ取り表土を盛土のり面の緑化材料として活用しているか。		
		⑥ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度を持たせるように施工しているか。		
		⑦ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行っているか。		
	4 曲線部	① 林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を確保しているか。		
	5 簡易構造物等	① 構造物は適切なものを選定し、適切な位置に設置しているか。【作設指針に適合する簡易なものとし、不必要に高価で高規格なものを使っていないか。】		
		② やむを得ず軟弱地盤の箇所を通過する場合は、水抜き処理を行ったり、側溝等を設置しているか。		
③ やむを得ず森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとっているか。				
④ 火山灰土など、一度掘り起こすと締固め等が効かない土質の箇所掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせる等工夫しているか。				
⑤ 2t積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工しているか。				
6 排水施設	① 路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区排間に係る集水区域の広がり等を考慮して、水適切な間隔で設置しているか。			
	② 排水溝は、維持管理を考慮し、開きよとしているか。			
	③ 丸太を利用した開きよやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行車両の重量や足回りを考慮しているか。			
	④ 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たきを設置したり、植生マットで覆うなどの処理をしているか。			
	⑤ 湧水がある場合、側溝などを設け適切に導水処理をしているか。			
	⑥ 小溪流を横断する場合は、原則として暗きよではなく洗い越しで施工しているか。			
7 伐開	① 施業地の斜面の方向や地域の気象条件を考慮し、必要最小限の幅としているか。			
	② 伐開の幅は、施業地の土質を考慮して決定しているか。			
	③ 路線沿いの立木は、できるだけ残しているか（路肩部分の保護、車両の転落に対する走行上の安心感を与える効果もある）。			
	④ 伐開の幅は必要な範囲に限定しているか。			
III 周辺環境への配慮	① 森林作業道の作設工事中及び森林施業の実施中、公道や溪流に土砂が流出したり、土石が周辺に転落しないよう、必要な対策配慮をとっているか。			
	② 事業実施中、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合、必要な対策を検討しているか。			
IV 管理	① 必要に応じて一般の車両の進入を禁止するなど適正に管理しているか。			
	② 丸太組工を施工したときは、地権者等に対して、施工箇所（外から施工箇所を確認できない場合）、腐朽状況の確認方法及び維持管理の方法等機能維持に必要な対策を具体的に説明した記録があるか。			

注1 確認欄は、チェック項目（森林作業道作設指針）に沿っているかを確認し「☑」を記入する。項目の該当がない場合は「-」を記入する。

2 所見等の欄には、検討や改善が必要な事項・箇所、その他意見等を記入する。

3 各区分におけるチェック項目は、必要に応じて適宜追加する。

年度間伐等森林整備促進対策事業しゅん工検査野帳

申請者		確認	施行市町村		確認
事業区分		確認	事業種類		確認
整理番号		確認	枝番		確認
林班		確認	小班		確認
事業実施者		確認	森林所有者		確認
計画区分		確認	作業種類		確認
事業主体		確認	分収林契約		確認
労務区分		確認	樹種		確認
林齢		確認	区域面積		確認
実施率		確認	実面積		確認
延長		確認	施行本数		確認
森林経営計画		確認	森林施策計画等		確認
事前計画		確認	集約化実施計画		確認
社会保険等率		確認	現場監督率		確認
検査年月日			備考		確認
検査員	印		印		
立会人					
検査記録					
人工造林	地拵の有無	確認	地拵の適否		確認
	植え付けの適否	確認	枯損率20%の適否		確認
	被害跡地造林の場合の本数被害率30%の適否	確認			
特殊地拵	特殊地拵の適否	確認	特殊地拵材積の判定	m ³ /ha	確認
樹下植栽	地拵の有無	確認	地拵の適否		確認
	植え付けの適否	確認	枯損率20%の適否		確認
	被害跡地造林の場合の本数被害率30%の適否	確認			
改良	改良の適否	確認			
下刈り	下刈りの適否	確認	下刈り区分	回	確認
倒木起こし	本数被害率30%の適否	確認	倒木起こしの適否		確認
	倒木樹高	m			
枝打ち	枝打ちの適否	確認	枝打幅(1.0m以上)の適否		確認
	枝下高	m			
除伐	除伐の適否	確認			
侵入竹	侵入竹除去の適否	確認			
再生竹	再生竹除去の適否	確認			
保育間伐	保育間伐の適否	確認	伐採率	%	確認
	7齢級を超える場合の平均胸高直径の適否	確認	伐倒木の玉切り、林内集積状況の適否		確認
間伐	間伐の適否	確認	間伐方法の適否		確認
	搬出方法の適否	確認	造材方法の適否		確認
	伐採率	確認	適用材積の適否	-	確認
更新伐	更新伐の適否	確認	更新伐方法の適否		確認
	搬出方法の適否	確認	造材方法の適否		確認
	伐採率	確認	適用材積の適否		確認
防護柵	防護柵設置の適否	確認	防護柵種類の適否		確認
	被害状況の適否	確認			
剥皮防止資材	剥皮防止資材設置の適否	確認	被害状況の適否		確認
ツリーシェルター	ツリーシェルター設置の適否	確認	被害状況の適否		確認
荒廃竹林整備	荒廃竹林除去の適否	確認			
衛生伐	衛生伐の適否	確認	被害状況の適否		確認
森林再生：防護柵	防護柵設置の適否	確認	被害状況の適否		確認
森林再生：その他	防護柵以外の鳥獣害防止施設設置の適否	確認	被害状況の適否		確認
森林再生：誘引捕獲	鳥獣の誘引捕獲の適否	確認	被害状況の適否		確認
備考					

別記第5号様式（第8条関係）

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工検査復命書

年(年) 月 日から 年(年) 月 日まで、 年度間伐等森林整備促進対策事業しゅん工検査を下記のとおり実施しましたが、その結果については、別紙検査調書のとおりでしたので、復命します。

記

						申請者		施行市町村		
事業区分	事業種類	作業種類	現地検査件数			書類検査(申請)				備考
			抽出	全筆	計	件数	面積	作業道延長	防護柵延長	
合 計			0		0		0			

年(年) 月 日

検査員職氏名

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (を付ける。複数選択可)	素材生産 / 造林・保育 / その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		:実施 ×:実施していない :今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-	関係法令等を遵守する。	
具体的な事項		:実施 ×:実施していない

		: 今後、実施予定 - : 該当しない
1-(2)-	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事事故例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
具体的な事項		: 実施 × : 実施していない

		:今後、実施予定 - :該当しない
1-(5)-	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	